

(案)

白岡市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第16条）

第3章 男女共同参画推進会議（第17条—第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、これまでに男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の制定など、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきた。

白岡市においても、これまで、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画を推進するための基本的な計画である男女共同参画プランを策定するなど、市民一人一人の人権が尊重され、それぞれの個性や生き方を認め合い、共に支え合う社会の実現のため、様々な施策の推進に努め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担等の意識やそれに基づく社会の慣行は依然として存在しており、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で参画することができる多様な生き方が可能になる社会を実現するためには、なお一層の努力が求められる。

こうした現状を踏まえ、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となって、男女が様々な分野で共に参画し、責任を分かち合いながら、一人一人の個性及び能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策について必要な事項を定めることに

より、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、全ての人がそれぞれの個性及び能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 教育関係者 家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者をいう。
- (5) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (6) ワーク・ライフ・バランス 一人一人がやりがいを感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭及び地域生活においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択できる仕事及び生活が調和した状態をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、又は不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手その他相互に親密な関係にある者又は当該関係にあった者からの身体的、精神的、経済的又は性的暴力をいう。
- (9) 女性活躍 職業生活及び地域活動における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、女性の職業生活及び地域活動に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、全ての女性が自らの意志を尊重され、個

性及び能力を十分に発揮できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての人が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 全ての人が、性別による固定的な役割分担等の意識に基づく社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思による多様な生き方が選択できること。
- (3) 家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画を推進する視点が採り入れられ、性別にかかわらず、一人一人の個性及び能力を尊重した教育が行われること。
- (4) 全ての人が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が平等に確保されること。
- (5) 全ての人が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動（以下これらを「家庭生活における活動」という。）と、学校、職場、地域その他の社会生活における活動（以下これらを「社会生活における活動」という。）を両立できるようにすること。
- (6) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別的な取扱い、暴力及び人権侵害行為（以下これらを「性別による差別的な取扱い等」という。）が根絶されること。
- (7) 全ての人が、互いの性を理解し、互いの意思並びに妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項についての自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (8) 男女共同参画の推進に向けた取組が、国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な理解及び協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、埼玉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者と協働して取り組むものとする。

3 市は、第1項の基本的施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、男女が家庭生活における活動と職業生活等における活動とを両立して行うことができるよう配慮し、男女が協働して参画することができる就労環境の整備に努めるものとする。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による差別的な取扱い等の禁止）

第8条 全ての人は、性別による差別的な取扱い等を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における配慮)

第9条 全ての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性別による差別的な取扱い等を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(啓発活動及び学習の機会の充実)

第10条 市は、男女共同参画について市民、事業者及び教育関係者の関心及び理解を深め、男女共同参画に関する活動が積極的に行われるようにするため、啓発活動を行うとともに、学習の機会の充実に努めるものとする。

(ワーク・ライフ・バランスへの支援)

第11条 市は、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、全ての人が、家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画できるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(女性参画及び女性活躍の推進)

第12条 市は、政策の立案及び決定過程への女性の参画を積極的に推進し、附属機関等の委員その他の構成員を選任するに当たっては、積極的改善措置を講じ、男女の比率が偏らないよう努め、かつ、女性活躍が更に推進されるよう、必要な支援を講じるよう努めるものとする。

(積極的改善措置)

第13条 市は、社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

(市民、事業者及び教育関係者への支援)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する市民、事業者及び教育関係者の主体的な取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(行動計画の策定等)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する行動計画（以

下「行動計画」という。)を策定し、施策の推進に必要な体制を整備するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めるとともに、しらおか男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴くことができる。

3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとする。この場合において、前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

5 市長は、毎年度、行動計画の実施状況を公表するものとする。

（相談窓口及び苦情の処理）

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画を推進することに影響を及ぼすと認められる施策又は市民の性別による差別的な取扱い等その他の男女共同参画社会の形成及び推進を阻害する要因による人権侵害に関することの相談を受けるための窓口を設置するものとする。

2 市長は、前項の相談を受けた場合は、関係機関と連携を図り、迅速に適切な措置を講じるよう努め、必要があると認めるときは、推進会議の意見を聴くことができる。

第3章 男女共同参画推進会議

（設置）

第17条 市の男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議をするため、しらおか男女共同参画推進会議を置く。

（所掌事項）

第18条 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 行動計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 行動計画に基づく施策及びその進捗状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

2 推進会議は、行動計画の実施状況に関して、市長に対し、意見を述べ

ることができる。

(組織)

第 19 条 推進会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第 20 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 21 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席要請)

第 23 条 推進会議は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることを市長に要請することができる。

(庶務)

第 24 条 推進会議の庶務は、生活経済部地域振興課において処理する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画税制審議会の部の次に次のように加える。

しらおか男女 共同参画推進 会議	会長	日額 7, 0 0 0	1 日 1, 3 0 0
	副会長	日額 6, 1 0 0	
	委員	日額 6, 1 0 0	